

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

大分国民年金 事案 688

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、20 歳のときに国民年金に加入して以降、60 歳まで国民年金保険料の未納が無いように納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であるとともに、申立人は昭和 43 年*月（20 歳到達時）に国民年金に加入して以降、平成 20 年*月（60 歳到達時）までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料に未納は無い上、7 年 3 月以降は国民年金基金に加入していることから、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人夫婦は、「申立期間当時は、自営業の経営が順調であり、国民年金保険料を納付できない状況では無かった。」と主張しており、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の住所や仕事などの生活状況に変化は認められないこと、及び上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚を機に国民年金に加入し、その際、過去の未納期間の国民年金保険料を一括で納付して以降、60 歳になるまで未納が無いように納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月及び 3 か月と共に短期間であるとともに、申立人は昭和 48 年 2 月に国民年金に加入した際に、その時点で未納となっていた 20 歳以降の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付で一括納付し、60 歳到達時までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料に未納は無い上、平成 7 年 3 月以降は国民年金基金に加入していることから、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人夫婦は、「申立期間当時は、自営業の経営が順調であり、国民年金保険料を納付できない状況では無かった。」と主張しており、申立期間の前後を通じて、申立人夫婦の住所や仕事などの生活状況に変化は認められないこと、及び上記申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人と国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻に係るオンライン記録によると、当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和60年1月22日に、資格喪失日に係る記録を同年6月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Bにおける資格取得日に係る記録を昭和61年2月1日に、資格喪失日に係る記録を61年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る両申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月22日から同年6月9日まで
② 昭和61年2月1日から同年4月12日まで

私は、申立期間①についてはA所有のC丸に、申立期間②についてはB所有のD丸に雇入れされていたことが、船員手帳により確認できるので、両申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する船員手帳及び事業主が保管している海員名簿から判断すると、申立人が、申立期間①においてA所有のC丸に雇入れされていたことが認められる。

また、申立人及び同僚の供述から確認できるA所有のC丸の船員数と船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿から確認できる申立期間①当時の船員保険の被保険者数がほぼ一致する上、前述の海員名簿において、申立期間当時に雇入れが確認できる9人のうち船員保険に加入できない旨定められている船主船長及び申立人を除く全員の船員保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、当時、当該事業所は、ほぼすべての船員に

ついて船員保険に加入させていた状況が推認できる。

さらに、事業主は、「船員手帳又は海員名簿に記載のある者であれば、船員保険に加入させていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の昭和 59 年 3 月における船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間①の船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 1 月から同年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の所持する船員手帳及び申立期間②当時、船員保険の被保険者記録が確認できる船長が保管している海員名簿から、申立人が申立期間②において B 所有の D 丸に雇入れされていたことが認められる。

また、船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿から、海員名簿において申立人と同じ雇入期間（昭和 61 年 2 月 1 日から同年 4 月 12 日までの期間）が認められる同僚について、雇入期間と一致する船員保険の被保険者記録が確認できるところ、前述の船長は、「船員手帳又は海員名簿に記載のある者であれば、船員保険に加入していたものと思われる。」と供述している。

さらに、事業主は、「1 航海の乗船で雇止めになる者は、船員保険に加入させなかったと思う。」と供述しているものの、海員名簿において雇入期間が申立人より短い期間であることが確認できる複数の船員について、前述の被保険者名簿から、船員保険の被保険者記録が確認できる上、海員名簿の記載心得として、「雇入期間には雇入契約の期間が 1 航海をもって定められたときは、その旨を、期間の定めがないときは『不定』と記載すること」とされており、申立人の雇入期間の欄には『不定』と記載されていることから判断すると、申立人は、1 航海の乗船を予定して雇入れされたわけではないことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同職種である同僚の昭和 61 年 2 月における船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿の記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間②の船舶所有者 B に係る船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年6月1日、資格喪失日は24年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年6月から同年8月までは600円、同年9月から24年3月までは3,600円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日、同社C工場における資格取得日に係る記録を同年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、24年4月の標準報酬月額については7,800円、同年5月から同年7月までは8,000円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年4月1日から同年8月1日まで

私の夫は、戦後、夫の伯父が創業したA社に勤務していた。

A社C工場で私の夫と一緒に勤務していた義兄には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、夫には両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から判断すると、申立人が、当該期間において、A社B営業所に勤務していたことが認められる。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和23年6月1日、資格喪失日は24年4月1日）が確認できる。

さらに、申立人の妻は、「私は、私の夫と昭和23年に結婚した。夫は、当時、A社B営業所に勤務しており、私も結婚後は同社B営業所があったD県E町（現在は、D県F市）に住んでいた。」と主張しているところ、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「A社B営業所は、D県E町に所在したGの住宅等を建設していた。申立人は、同社B営業所に勤務している間に結婚し、申立人の奥さんがD県に移り住んで来たことを覚えている。申立人以外に申立人と同じ姓の人はいなかった。」と供述している上、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓の厚生年金保険の被保険者を確認することができないことから、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の同社B営業所に係る厚生年金保険の被保険者記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年6月1日に被保険者資格を取得し、24年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和23年6月から同年8月までは600円、同年9月から24年4月までは3,600円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の妻は、「私の夫は、A社B営業所からH県に所在した同社C工場に異動し、数か月間勤務した。その後、昭和24年8月に同社I営業所に転勤した。」と主張しているところ、A社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人とはA社C工場と一緒に勤務した。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間②当時、同社C工場において勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚は、「私は、入社後ずっとA社C工場に勤務していた。申立人は本社採用の正社員として同社C工場に勤務していた。」と供述しているところ、適用事業所名簿において、A社C工場は昭和24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、同社本社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚は、同日までの期

間について、同社本社において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同日に同社C工場において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該同僚がA社本社採用の正社員として同社C工場で勤務したとして名前を挙げた7人についても、当該同僚と同様に、同日までの期間については同社本社において、同日以降の期間については同社C工場において、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

上記のことから判断すると、A社は、同社C工場に勤務した正社員について、同社C工場が適用事業所に該当するとして届出が行われるまでは、同社本社の厚生年金保険に加入させていた状況が認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同職位である同僚のA社及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和24年4月及び同年5月の記録から、同年4月は7,800円、同年5月から同年7月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿において、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認することはできないが、仮に、各事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、各事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年4月から同年8月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、各事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成16年12月の標準賞与に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているとの回答を得た。

平成16年12月にA事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間の標準賞与に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成16年12月支給の賞与に係る賃金台帳から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該保険料を納付していないことを認めており、オンライン記録から、事業主は、申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月18日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できること

から、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年5月までの期間、50年10月から52年12月までの期間及び53年5月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から49年5月まで
② 昭和50年10月から52年12月まで
③ 昭和53年5月から54年3月まで

私は、会社を辞める際、会社の庶務係の担当者から「厚生年金保険の資格を喪失するので、国民年金の加入手続をしてください。」と言われ、その都度、すぐにA市B区役所へ行き、手続を行った。

国民年金保険料は、失業保険や親からの援助等により、A市内の銀行できちんと納付していた。現在持っている年金手帳は昭和54年に再発行されたものであり、申立期間当時も国民年金に加入していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和54年に年金手帳の再発行を受けた。申立期間も国民年金に加入していた。」と主張しているところ、i) 申立人は、申立期間前後において住所の異動が無いこと、ii) 申立人が所持する年金手帳には、申立人の主張する「再発行」を示す記載が見られないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年7月18日に新規加入時点で払い出されていることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、上記手帳記号番号払出時点でさかのぼって資格取得がなされたことによる未納期間であり、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったことから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を

現年度納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 7 月ごろは第 3 回特例納付（附則 4 条）実施期間内であり、申立期間の国民年金保険料は特例納付及び過年度納付が可能であるものの、申立人は、「国民年金保険料をまとめて納付したり、さかのぼって一括納付したことは無い。」と主張しているほか、当該期間の国民年金保険料が特例納付及び過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、合計 61 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 691

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 54 年 7 月まで

私は、国民年金保険料の納付書が送られてきたら、遅れないように納付していた。申立期間の国民年金保険料についても、未納のままにしておくことは考えられない。申立期間の国民年金保険料が納付と記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料の納付書が送られてきたら、遅れないように納付した。申立期間の国民年金保険料についても、未納のままにしておくことは考えられない。」旨を主張しているところ、申立人に係るオンライン記録及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 54 年 8 月 11 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は、国民年金の任意未加入期間であることから納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金に任意加入した時期についての主張が曖昧である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から52年10月まで

私は、申立期間にA店で働いていたが、店主が私の国民年金の加入手続きを行い、給料から国民年金保険料を差し引いて納付してくれていたのではないかと思う。申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA店の店主が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、保険料を納付していたとするA店の店主は現在所在不明であることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市保管の国民年金被保険者払出簿及び当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和61年6月ごろに払い出されたことが推認できるとともに、申立人が所持する年金手帳には、資格取得日が同年4月1日と記載されており、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 542

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月まで

私は、昭和 16 年から 20 年 8 月まで、組長が A 姓の「A 組」の業務に従事した。A 組では、昭和 16 年から 19 年 6 月までは B 県 C 市の D 事業所で、同年 7 月から終戦直前の 20 年ごろまでは E（現在は、F）の G 事業所で、終戦直前から同年 8 月の終戦までは B 県 H 市の D 事業所で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局が証明する履歴書において、申立人が昭和 15 年 11 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで、I 事業所（後の、D 事業所）の普通工員であったことが確認できることから、当該期間について、申立人は、J 共済組合の組合員であったことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿において、申立人が勤務したと主張する「A 組」は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、商業登記簿の記録においても確認できず、厚生労働省社会・援護局は D 事業所に民間事業所の記録は無いと回答している。

また、申立人が I 事業所に勤務していたとする元同僚についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、K 等の雇員、工員及び傭人であった者は、J 共済組合等（以下「旧令共済組合」という。）の組合員資格を取得していたとして、厚生年金保険

法により、昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月までの期間について、年金額の定額部分に算入することが定められているところ、年金額の計算の基礎となる期間について、厚生年金保険の被保険者期間が 1 年未満の場合、また、国民年金の被保険者期間のみの場合などは、旧令共済組合の組合員であった当該期間について、定額部分の加算に該当しない旨定められている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 10 日から 41 年 11 月まで

私は、昭和 38 年 3 月 10 日から 41 年 11 月までの期間において、A店又はB店で勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人をA店又はB店に紹介したとされる者の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A店及びB店については、適用事業所名簿により、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、商業登記簿においても該当する事業所が無い。

また、申立人及び申立人をA店又はB店に紹介したとされる者が当該事業所の経営者として名前を記憶する者について、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人は同僚の氏名等を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 9 月ごろから A 社（現在は、B 社）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が 61 年 3 月 1 日からの記録となっていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社の社会保険事務担当者は、「当時の資料は、保管年数を経過したため処分しており、保険料控除等について詳細は不明だが、申立人の希望により、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がある。」と供述しているところ、申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から 57 年 4 月 1 日までの期間において、申立人の夫の健康保険の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

また、A 社の社会保険事務を担当していたとする社会保険労務士事務所は、「社会保険事務手続に係る書類は、手続を行う度に事業所に返却しているため、当事務所で保管していない。」と回答している。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 61 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間において、健康保険記号番号に申立人の記録の脱落をうかがわせる欠番も見当たらない。

加えて、申立人に係る国民年金特殊台帳の記録から、申立人は申立期間において国民年金の被保険者であることが確認でき、昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月までの期間においては国民年金保険料の納付について免除を申請していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 11 月末にA社を退職し、同日に私の妻が経営するB社の会長に就任したのに、社会保険事務所（当時）の記録では、B社に係る厚生年金保険被保険者の資格を 41 年 5 月 1 日に取得したこととなっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社は、商業登記簿謄本から確認できないが、事業所番号等索引簿において、同社と所在地及び事業主が同一であるC社が、昭和 40 年 6 月 22 日に設立され、同日から取締役として申立人の氏名が確認できる上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「申立人は会長と呼ばれており、毎朝出勤していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間のうち、少なくとも同年 6 月 22 日から 41 年 5 月 1 日までの期間において同社に常勤役員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の子（以下「申立者」という。）は、「B社は廃業しており、当時の貸金台帳等の資料は残っておらず、経理関係の業務を委託していた会計事務所も既に無い。」と供述している上、前述の複数の者の供述から推認される当時の社会保険事務担当者も既に死亡しており、供述を得ることができないことから、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立者は、「私は申立期間当時、中学生であったが、申立人の健康保険の被扶養者であったため、病院を受診する際は申立人の健康保険証を使用したことを鮮明に覚えている。」と供述しているところ、申立人が申立期間の直前まで勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和39年12月1日まで、申立者は申立人の健康保険の被扶養者として確認できるものの、B社の事業主である申立人の妻の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立者は40年ごろから、申立人の妻の健康保険の被扶養者として認定を受けていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、複数の元従業員は、「B社の事業運営に係る資金の管理は、申立人夫婦が共同で行っていたのではないかと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において申立人の妻が代表取締役を務めるB社の厚生年金保険の事務手続についても知り得る立場であったと考えられ、仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月31日から40年2月21日まで

私は、昭和38年3月ごろからA社に勤務した。同社は、社名をB社（現在は、C社）に変更したと記憶しているが、勤務地及び勤務形態に変更も無いまま継続して勤務していたのに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社は、会社の仕事が無いときには、大量の人員整理を行い、従業員を解雇していた。私も2回、人員整理の対象とされたので、申立人も同じく昭和38年8月ごろに人員整理の対象とされていたのかもしれない。」「申立人は正社員でなく、臨時雇いか季節雇いであったと思う。」と供述しているところ、C社は、「当社は、A社の工場を買収しただけであり、A社とB社は同一会社ではない。買収の際、A社の従業員等を引き継いだ。A社の従業員はほとんどが季節雇いであり、季節雇いの従業員は、製造時期に採用され、製造時期が終了すると解雇されるというパターンを繰り返していたようである。」と回答している。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は申立期間において、申立人の夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

なお、事業所番号等索引簿から、B社は昭和40年2月21日に厚生年金保

険の適用事業所に該当していることが確認できることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、C社が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人は、同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 17 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 5 月 1 日に A 大学（現在は、B 大学）に採用され、41 年 5 月ごろまで継続して勤務していたが、私の厚生年金保険被保険者の資格は 38 年 10 月 17 日付けで喪失とされ、C 共済組合員の資格は同年 11 月 1 日付けで取得とされているために、申立期間が空白となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 大学の保管する申立人に係る人事記録によると、申立人について、「昭和 38 年 5 月 1 日、技術補佐員に採用する。ただし、任用期間は昭和 38 年 10 月 15 日までで以後更新しない。」旨の記載がある上、昭和 38 年 10 月 15 日付けで退職した後、再度、同年 11 月 1 日付けで採用となっている旨の記載も確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していなかったことがうかがえる。

また、B 大学が保管する健康保険厚生年金保険保険料部局別調により、申立人について、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 17 日に同資格を喪失した旨記録されており、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる上、同大学では、「申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格に係る届出は行っておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。